

討及申(返)審判書

事案(一) 審判書(一) 附録ニ別ニ附録スル事

審判書(二) 附録ニ別ニ附録スル事

八 附録ニ別ニ附録スル事

附録ニ別ニ附録スル事

附録ニ別ニ附録スル事

附録ニ別ニ附録スル事

附録ニ別ニ附録スル事

附録ニ別ニ附録スル事

別記(一)

残業支給規則変更(七月二十四日発表)

- 一 早出従来ノ四十契ヲ二十五契ニ減ズ
- 一 中残り文撰一田二十契ヲ一田柱字一田二十五契ニ減ズ
- 一 大残り一田ヲ八十五契ニ減ズ
- 一 解散中残り六十契ヲ五十契ニ減ズ
- 一 機械科早出四十契ヲ二十五契ニ減ズ
- 一 振取三十契ヲ二十五契、二十五契ヲ二十契、二十契ヲ十七契ニ減ズ
- 一 缺勤割戻撤廢
- 一 号外附録手当ノ撤廢
- 一 延長一時間ニ付二十五契ニ改ム(元三十分毎ニ二十契)

別記(二)

要求書

- 一 経費節減ヲ理由トスル一切ノ條項ヲ撤廢スル事
- 二 十三段ヨリ来ル増段及拾組ニ依ル者然ノ増給金月額三田以上トスル事
- 三 中残り現在ヨリ三十契増ス事
- 四 養成工空期佳上制度ノ確立
- 五 絶対ニ犠牲者ヲ出ササル事
- 六 昭和二十六年心午迄ニ回答為ス事